

指定自動車整備事業者における 年次検査について

令和8年6月
物流・自動車局
自動車整備課

年次検査とは

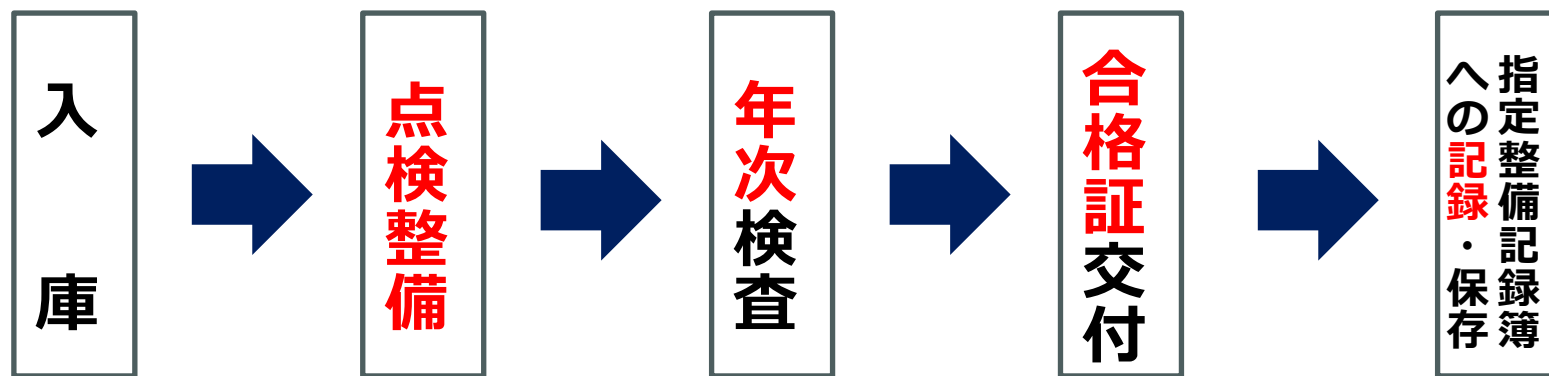
- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、継続検査に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、「年次検査」を受け、保安基準に適合することを確認する必要があります。
- ◆ 年次検査は、最寄りの自動車技術総合機構・軽自動車検査協会で実施されるほか、指定自動車整備事業者も実施できます。

自家用車活用事業とは

- ◆ 日本版ライドシェアと呼ばれる、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。

指定自動車整備事業者における年次検査のフロー

- ◆ 継続検査と同様の流れで、年次検査を行います。
 - ◆ 年次検査の内容は、継続検査と同じです。
- ※ただし、依頼者に交付するものが異なります。
- ※指定整備記録簿に年次検査の記録を行ってください。



※赤字の部分が継続検査と少し違います。

継続検査との違い

- ◆ 点検整備は、事業用自動車の項目を使用してください。
- ◆ 検査に合格すれば、年次検査合格証を交付してください。
- ◆ 指定整備記録簿の備考に「年次検査」の旨を記載してください。



Q. 年次検査の実施には、事前に届出等の手続きが必要ですか。

A. 指定自動車整備事業者であれば、必要ありません。

Q. 年次検査は指定をされていない認証工場でもできますか。

A. 指定工場のみが実施できます。認証工場は点検整備を行い、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会にて年次検査を受けることは可能です。

Q. 年次検査は自動車検査員以外の者が実施できますか。

A. 自動車検査員のみが年次検査を実施できます。

Q. 訪問特定整備で年次検査は可能ですか。

A. 指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。

- Q. 検査前の点検項目はどれですか。
- A. タクシーと同じ、自動車点検基準の別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）、シビアコンディション、特殊な構造及び装置に関する点検となります。
- Q. 年次検査に伴い行う点検整備は指定整備の扱いになりますか。
- A. 年次検査に伴う点検整備は、指定整備とは法的な位置づけが異なりますが、その実施方法等は指定整備に準じて行う必要があります。
- Q. 年次検査の料金はどのように設定するのですか。
- A. 工数などから各社で適正な料金を設定してください。
また、事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとならないように注意してください。

Q. 年次検査の車両がO B D検査対象の場合は、O B D検査を実施するのですか。

A. 指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてO B D検査モードで検査します。

Q. 年次検査に合格しなかった場合はどうするのですか。

A. 継続検査と同様に基準不適合箇所を整備し、再度年次検査を行ってください。

Q. 年次検査に係る指定整備記録簿の保存期間は何年ですか。

A. 指定整備記録簿と同じ2年間です。

Q. 自社の業務システムが、年次検査に対応していないので指定整備記録簿が保存できません。

A. 紙での保存でも構いません。

Q. 年次検査合格証は紙で交付するのですか。

A. 紙の合格証を交付するほか、PDF化したものを電子メールで送付すること等の電磁的方法で送信することも可能です。

Q. 年次検査合格証はどのように用意するのですか。

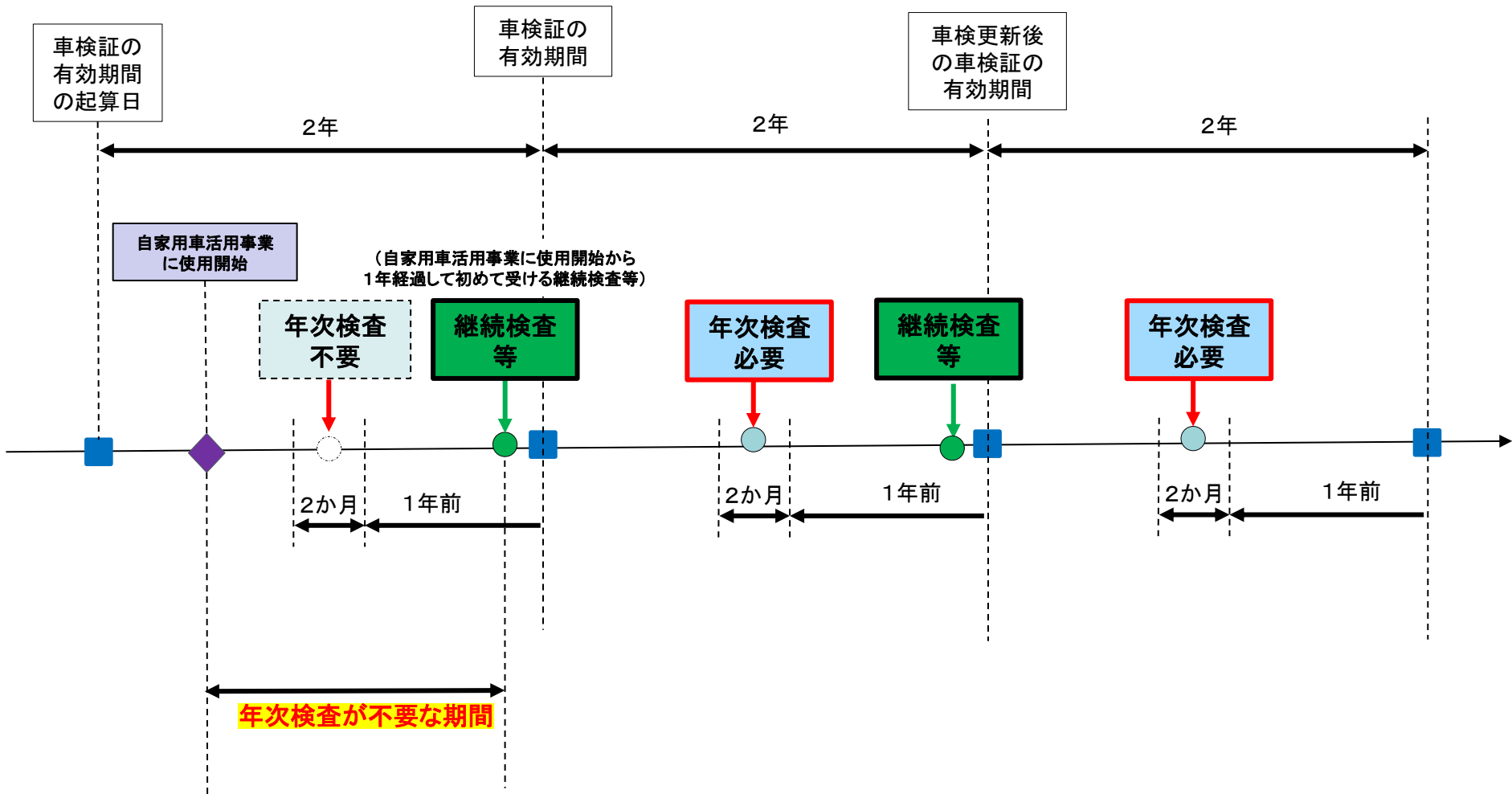
A. 国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載していますので、ご活用ください。

Q. 年次検査合格証には何を記載するのですか。

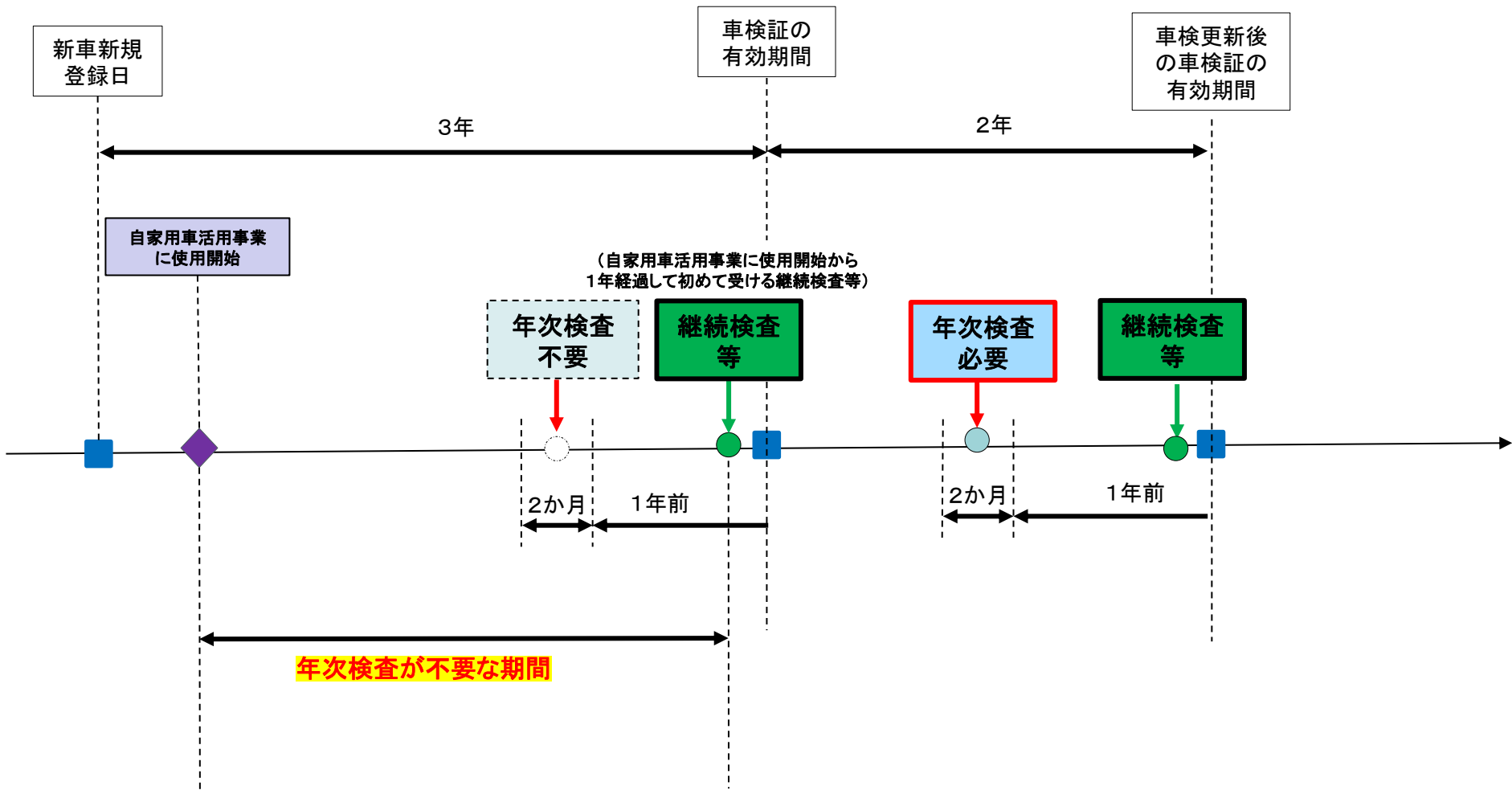
A. 様式を定めていますので、その様式の項目を埋めてください

- Q. 年次検査において違反をした場合の処分はどうなりますか。
- A. 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け、国自整第126号） に準じて扱われます。
- Q. 年次検査合格証は、だれに交付するのか。
- A. 年次検査合格証は依頼者に交付してください。
- Q. 法人タクシー事業者から年次検査合格証だけほしいと依頼があったが、点検整備や検査をせずに交付して良いか。
- A. 交付できません。
- Q. 自家用車活用事業の用に供する自家用車に係る年次検査の時期について、教えてほしい。
- A. 次のページに自家用車活用事業に使用開始する時期ごとに図に示していますので、参考にしてください。

自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超①



自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超②



自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年未満

